

## 香南市立野市中学校 いじめ防止基本方針（令和8年3月1日改訂）

### 1 はじめに

本基本方針は、香南市立野市中学校におけるいじめ防止の取組に関する包括的な指針を定めるものです。学校運営における最重要課題の一つとして、全ての生徒が安全で安心して学校生活を送り、健やかに成長できる環境を保障することを目的とします。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長に長期にわたり重大な影響を及ぼす、断じて許されない人権侵害行為です。本校は、この基本方針に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」そして「再発防止」を組織的かつ実効的に推進し、いじめの根絶を目指すことをここに表明します。

### 2 いじめの定義と基本理念

いじめ問題に携わる全ての関係者が足並みを揃えられるよう、法に基づく「いじめの定義」を明確に定め、対応のブレをなくすための基本理念を全教職員で共有し、生徒の安全を守るための一貫した対策を推進します。

#### (1) いじめの定義

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条の定義に基づき、「いじめ」を以下のように捉えます。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を解釈し、適用する上で、以下の点を重要視します。

- ①被害生徒の立場に立つこと：個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立つことを絶対的な基準とします。
- ②「心身の苦痛」の広範な解釈：「心身の苦痛を感じているもの」という要件を限定的に解釈しません。生徒本人がいじめを否定する場合であっても、表情や様子をきめ細かく観察し、その内心の苦痛を汲み取ります。
- ③背景の調査：けんかやふざけ合いに見える行為であっても、その背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを慎重に判断します。
- ④組織的な認知：いじめの認知は、特定の教職員の個人的な判断に委ねるのではなく、後述する「いじめ防止対策委員会」が情報を集約し、組織として行います。

- ⑤警察との連携：生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合や、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育的配慮と被害者の意向を尊重した上で、早期に警察に相談・通報し、連携して対応します。

これらの解釈基準を徹底することで、本校は「いじめの過小評価」という最も陥りやすいリスクを組織的に排除し、いかなる兆候も見逃さない体制を構築します。

## (2) 基本理念

本校は、いじめの防止に対して以下の基本理念を掲げ、全教職員がこれを共有し、行動します。

- ①いじめの普遍性に関する全教職員の共通認識：いじめは特定の生徒間における特殊な問題ではなく、あらゆる生徒に起こりうるという客観的事実に対する、全教職員の深い理解と当事者意識の保持。
- ②兆候の早期察知および迅速な対応に関する責務：全ての教職員による、保護者や関係機関との緊密な連携の構築、および些細な兆候も見逃さない「早期発見」と、発見時における迅速かつ適切な「初期対応」の徹底。
- ③いじめを許容しない集団風土の醸成への注力：「観衆」としてはやし立てる者や「傍観者」の存在がいじめを助長するという構造的理解に基づいた、学級・学年等の集団全体においていじめを断じて許さない雰囲気形成。

## 3 いじめ防止対策のための組織

学校におけるいじめ対策を実効的に推進するためには、個々の教職員の努力に依存するのではなく、組織として一貫した対応を行う体制が不可欠です。ここに定める組織は、本校のいじめ防止に関する全ての取組の中核を担い、情報の集約、方針決定、実行、検証を一元的に管理する戦略的司令塔として機能させます。

本校は、いじめ防止対策等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」）を設置します。

### (1) 委員会の役割

委員会は、いじめ問題のフェーズに応じて、以下の多岐にわたる役割を担います。

#### 【未然防止】

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに関する年間計画の策定と実行。  
②「スクールサポーター制度の活用」等、日常的に警察との情報共有を行う体制の構築。

#### 【早期発見・事案対処】

- ①生徒や保護者からのいじめに関する相談・通報を受け付ける中心的な窓口としての機能。  
②いじめの疑いに関する情報の収集、正確な記録、および関係教職員間での迅速な共有。

情報が寄せられた際の緊急会議の開催、事実関係の把握（アンケート、聞き取り等）といじめに該当するかの判断。

- ③被害生徒への支援および加害生徒への指導の方針決定、保護者との連携など、組織的対応の中核としての機能。

#### 【方針に基づく取組】

- ①本基本方針に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正（PDCAサイクル）の実施。
- ②全教職員の資質向上を目的とした校内研修の企画・実施。
- ③学校の実情に即した本基本方針の定期的な点検および見直し。

委員会は、その存在と活動内容を全校集会等で生徒に直接説明するほか、定期的なアンケートで認知度を調査し、生徒や保護者にとって「存在が認知され、信頼できる相談窓口」となります。

## (2) 委員会の構成員

委員会は、以下の校内教職員で構成します。

管理職（校長、教頭）、主幹教諭、人権教育主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、その他事案に応じて関係の深い教職員

また、事案の性質に応じて、より公平性・中立性・専門性を確保するため、香南市教委、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を積極的に構成員に加えることとします。

## 4 いじめの未然防止

いじめ問題への対応において、発生した事案への対処以上に、いじめをそもそも発生させないための予防的アプローチが極めて重要です。全ての生徒が互いの価値を認め合い、安心して自己表現できる学校文化を醸成することが、いじめを生まない最も強固な土壌となります。本校は、教育活動のあらゆる側面にいじめの未然防止の視点を取り入れ、計画的かつ継続的に以下の取組を推進します。

#### 【豊かな心を育む教育活動】

- (1) 道徳教育の充実：道徳科の授業をはじめ、学級活動等において、生徒がいじめを自分自身の問題として捉え、主体的に考え、議論する活動を推進し、いじめに正面から向き合う態度を育みます。
- (2) 人権教育の推進：全ての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、生徒が自他の大切さを深く自覚し、互いのよさを認め合える人間関係を構築できるよう支援します。

- (3) 主体的な活動の推進：生徒会による実践交流や協議の機会を設けるなど、生徒自身が「いじめを許さない学校づくり」に主体的に参画する機会を創出します。生徒が自らの手でよりよい学校を創り上げる経験は、当事者意識と責任感を育みます。
- (4) 体験活動の推進：自然体験活動や集団宿泊体験といった多様な体験活動を通じて、生徒同士が協力し、支え合う経験を積むことで、共感的な人間関係の育成を図ります。

#### 【安心・安全な環境づくり】

- (1) 授業づくり・集団づくり：全ての生徒が安心して自己を発揮し、活躍できる授業づくりを追求します。また、「絆プロジェクト」や「学年レク」といった独自の取組を通じて、規律正しい態度と温かい人間関係に根差した集団づくりを進めます。
- (2) 「SOSの出し方教育」の実施：悩みがあっても誰かに助けを求めることをためらう生徒がいることを踏まえ、いじめを受けた時に誰にどう助けを求めるか、また友人に助けを求められた時にどう対応すべきかを学ぶ「SOSの出し方教育」を積極的に行います。
- (3) ネットモラル教育：インターネット上のいじめが持つ特有の性質（匿名性、拡散性）と、それが重大な人権侵害であることを深く理解させます。情報社会において加害者にも被害者にも、そして傍観者にもならないための知識と態度を身に付けさせます。
- (4) 物理的環境の整備：清潔で整頓された教室や校舎など、生徒が物理的にも身体的にも過ごしやすい環境整備を行います。そのことが心の安定につながり、いじめが起きにくい風土を醸成する上で重要であると考えます。
- (5) 地域・県との連携による啓発：「高知家のいじめゼロ子ども宣言」ポスターの学級掲示や、5月の「高知県いじめ防止月間」における啓発活動などを通じ、地域社会と一体となったいじめ防止の機運を高めます。

#### 【特に配慮が必要な生徒への支援】

発達障害を含む障害のある生徒、外国にルーツのある生徒、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する課題を抱える生徒など、特に配慮が必要な生徒については、全教職員がその特性への理解を深め、個別の教育支援計画等を活用しながら、組織的かつきめ細やかな支援を行います。

## 5 いじめの早期発見と対応

いじめは、その初期段階で発見し、迅速かつ適切に対応することが、問題の深刻化や長期化を防ぐ上で決定的に重要です。ささいな兆候を見逃さず、全ての情報を組織で共有し、一貫した方針のもとで行動する体制を構築することで、被害生徒を確実に守り、問題の早期解決を図ります。

### (1) 早期発見のための取組

いじめを早期に発見するため、以下の取組を組織的かつ継続的に実施します。

- ①ICTを活用した定期的なアンケート調査および教育相談の充実：タブレット端末等を活用した記名・無記名アンケートの定期的実施、および全生徒を対象とした担任との「二者相談」の年間3回実施による、生徒が悩みを表出しやすい機会の確実な提供。
- ②多層的な相談窓口の設置および全方位への周知徹底：学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー（SC）など、生徒や保護者が状況に応じて選択できる複数の相談ルートの整備、ならびに保護者・地域社会に対する連絡体制の明確な提示。
- ③教職員による日常的な観察および機微な変化の察知：休み時間、昼休み、放課後等の校内巡視を通じた生徒の言動や人間関係の注視、および些細な兆候も見逃さないという高い危機意識に基づいた全教職員による組織的な見守り。

## (2) いじめ確認後の対応

いじめに関する情報を認知した場合、以下の手順に従い、組織的かつ迅速に対応します。

- ①教職員による即時報告の義務化および情報の組織化：いじめに関する情報を得た教職員による、個人の判断での抱え込みの厳禁、および発生即日における「いじめ防止対策委員会」への全情報の迅速な報告。
- ②組織的対応の徹底および迅速な方針決定：報告を受けた委員会による、関係者からの情報集約、および事実関係の確認手法や具体的な対応策の組織としての即時決定。
- ③被害生徒および情報提供者の保護の最優先化：被害生徒、ならびにいじめの事実を勇氣を持って知らせてくれた生徒を徹底して守り抜くという、あらゆる事案対応における最優先事項の堅持。
- ④加害生徒に対する毅然とした指導および成長支援：教育的配慮に基づく、重大な人権侵害としての責任を自覚させる毅然とした指導、および加害背景にある生徒自身の課題に着目した健やかな成長を支える視点の保持。
- ⑤保護者との緊密な連携および協力体制の構築：被害・加害双方の保護者に対する、確認された事実の正確な伝達と学校方針の丁寧な説明、および問題解決に向けた協力体制の形成。

## 6 いじめの「解消」の定義

安易な「解消」判断は、事態の再燃や深刻化を招く最大の要因の一つです。そのため、本校は以下の2要件が客観的に満たされた場合にのみ「解消している」状態と判断します。

要件1: いじめに係る行為（心理的・物理的影響を与える行為）が、少なくとも3か月以上継続して止んでいること。

要件2: 被害生徒本人およびその保護者への面談等を通じて、被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態にあることが確認できること。

なお、この状態に至った後も、いじめが再発する可能性を常に念頭に置き、関係生徒への継続的な見守りと支援を行います。

## 7 重大事態への対処

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる等の「重大事態」が発生した場合、学校だけの対応には限界があります。このような事態においては、いじめ防止対策推進法に基づき、香南市教育委員会と緊密に連携し、公平性・中立性を確保した第三者を加えた調査組織を設置して、徹底した事実究明と再発防止策の策定にあたることが重要だと考えます。これは、被害生徒と保護者の信頼を回復し、学校の安全性を再構築するための極めて重要なプロセスと捉えています。

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、以下の場合を「重大事態」と定義し、直ちに調査に着手します。

#### ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

例：生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合。

#### ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」は年間30日を目安としますが、連続した欠席など、生徒の状況に応じて目安にかかわらず迅速に判断します。

#### ③生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合

当初「重大事態とはいえない」と判断した場合でも、申し立てがあった場合、重大事態と同様の扱いとして、報告・調査を行います。

### (2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、以下の手順で対応します。

①香南市教育委員会への速やかな事態発生報告：事態の発生を覚知した際における、監督責任を有する香南市教育委員会に対する速やかな状況報告。

②公平・中立な外部専門家を交えた調査組織の設置：学校または市教育委員会を主体とした、本校「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、事案の性質に応じて弁護士や医師等の公正・中立な第三者を加えた専門的調査体制の構築。

③実態把握のための網羅的な事実関係調査：設置された調査組織による、いじめ行為の具体的な態様、発生の背景事情、および学校・教職員による初動対応等の客観的かつ広範な調査の実施。

④被害生徒および保護者に対する適切な情報提供と真摯な対応：調査の進捗状況や判明した事実関係に関する、被害生徒・保護者への適時適切な情報共有、および被害者側からの申し立てに対する誠実な対応の徹底。

## 8 教職員の資質向上

いじめ防止に関する方針や組織体制がどれほど精緻に設計されていても、それを運用する教職員一人ひとりのいじめに対する深い理解と高い対応能力がなければ実効性は伴いません。教職員の資質向上は、学校全体のいじめ防止体制の質を決定づける根幹であり、継続的な研修を通じて、常に最新の知見と鋭敏な人権感覚を培っていくことが不可欠です。

- (1) 全教職員を対象とした校内研修の定期的実施：いじめ防止対策推進法や本基本方針の内容理解、具体的ないじめ事案への対応シミュレーション等をテーマとした校内研修を、年に複数回実施します。
- (2) カウンセリング能力の向上：スクールカウンセラー等を講師として活用し、生徒の心情を深く理解し、適切に寄り添うためのカウンセリングマインドや傾聴スキルに関する研修を推進します。
- (3) 重大事態への備え：国の示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を用いた点検を年度ごとに複数回実施し、平時から重大事態発生を想定した組織体制の確認と意識の向上を図ります。
- (4) 指導の在り方の自己点検：教職員自身の不適切な言動が、意図せず生徒を傷つけたり、いじめを誘発・助長したりすることがないように、自らの指導の在り方について常に省察し、改善していく意識を醸成します。

## 9 家庭・地域・関係機関との連携

いじめ問題は学校の中だけで発生し、完結するものではありません。生徒は家庭や地域社会の一員でもあり、その健全な成長には、学校、家庭、地域、そして専門機関がそれぞれの役割を果たし、情報を共有し、一体となって生徒を見守り支える強力なネットワークの構築が不可欠です。この多角的な連携こそが、いじめの早期発見と効果的な対応を可能にする安全網となります。

- (1) 家庭との連携：
  - ①PTA総会や保護者会等の機会を活用し、本基本方針の内容やいじめ問題の現状について情報共有を図り、学校と家庭が共通認識のもとで対応できるよう協議の場を設けます。
  - ②インターネットの安全な利用に関する啓発活動を保護者と共同で推進し、家庭でのルールづくりを支援します。
- (2) 地域との連携：
  - ①学校運営協議会や民生委員・児童委員等、地域の関係者と定期的に情報交換を行い、登下校時や地域での生徒の様子を見守るネットワークを構築します。
  - ②南国警察署（スクールサポーター）、香南市補導センター、高知県中央児童相談所、高知地方法務局、医療機関等の専門機関と日常的に連絡を取り合い、情報共有を行うことで、緊急時に遅滞なく、かつ適切に連携できる実効性のある体制を構築します。

## 10 基本方針の見直しと公開

いじめ防止基本方針は、一度策定すれば完成するものではありません。社会状況の変化、生徒の実態、そして取組の成果と課題を常に踏まえ、PDCA（計画-実行-評価-改善）サイクルを通じて継続的に見直しを行い、その実効性を高めていきたいと考えます。

### (1) 方針の見直し

- ①委員会が中心となり、本方針に基づくいじめ防止の取組が計画通りに実施されているか、また、その効果はどうかを定期的に点検・評価し、必要に応じて方針および年間計画の見直しを行います。
- ②見直しのプロセスにおいては、生徒や保護者の意見をアンケートや懇談会等を通じて積極的に取り入れます。生徒がいじめを「他人事」ではなく「自分事」として捉え、解決の主体者となることを目指します。そして、いじめ防止策について生徒が主体的に考え、意見を表明する機会を確保することを重視していきます。

### (2) 方針の公開と説明

- ①本方針は、学校の公式ホームページ等に常に掲載し、保護者や地域住民がいつでも閲覧できる状態にします。
- ②毎年度の開始時、入学式や始業式、保護者会等の機会を利用して、全生徒および保護者に対して本方針の趣旨と内容を丁寧に説明し、学校全体の共通理解を図ります。

## 11 附則

この方針は、令和7年10月1日より施行します。

(平成29年1月31日改正) (平成30年3月30日改正)